

平成31年(モ)第10004号 文書提出命令申立事件(基本事件 平成28年
(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件)

申立人(基本事件原告) 平和子

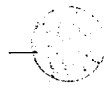

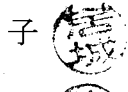
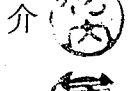
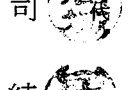


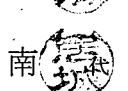


相手方(基本事件被告) 国

求釈明申立書に対する回答書

令和2年1月28日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

相手方(基本事件被告) 指定代理人

五	味	亮	
吉	澤	淳	
居	城	美佐子	
竹	内	優介	
伊	達	司	
菅	野	綾	
松	原	優介	
水	谷	俊彦	
鈴	木	南	
日	高	正博	

成	田	洋	基	
原		裕	喜	
廣	瀨	雅	哉	
町	田	一	仁	
濱	本	正	美	
杉	崎	健	二	
佐	女 木	眞 秀	路	
平	尾	和	久	
沖	田	紀 美	子	
板	垣	考	宣	
山	本	裕	一	
瀨	戸	隆	宏	
中	村	明	弘	
佐	女 木	香 保	里	
蓮	見	眞	澄	
田	口		武	
瀨	戸	孝	幸	
池	田	隼	人	
菅	原	大	義	

河	野		太	
伊	藤	慎	吾	
柴	田	裕	里	
田	中		潤	
田	邊	良	豊	
東	山		朗	
藤	田	敏	輝	
金	澤	啓	一	
堀	江	雅	司	
大	隈		護	
松	下	正	宏	
山	根	英	和	
円	山	晶	子	
新		喜	照	
小	野	弥	仁	
井	ノ口		輝	
保	枝	勇	治	

被告は、本書面において、原告の2019年11月20日付け「被告の令和元年9月6日付け『文書提出命令申立てに対する意見書(2)』に対する求釈明申立書」(以下「文書提出命令に係る原告の求釈明申立書」という。)における求釈明に対し、以下のとおり回答する。

なお、略語等については、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 原告の求釈明に対する回答

1 原告の求釈明の趣旨

原告の求釈明の趣旨は、甲A第80号証等の非開示部分に記載されている内容及びそれが実質的に秘密として保護に値することを、より具体的に説明されたいというものであると解される。

2 被告の回答

(1) はじめに

被告の令和元年9月6日付け「文書提出命令申立てに対する意見書(2)」(以下「被告意見書(2)」という。)5ページで述べたとおり、甲A第80号証等の非開示部分には、「南スーダンの情勢に関する事項」、「外国部隊の配置に関する事項」又は「南スーダン派遣施設隊等の活動内容等に関する事項」のいずれかが記載されており、これらのことは、甲A第80号証等の各項目の表題や、甲A第80号証等の開示部分の記載から合理的に推知することが可能であって、これ以上に甲A第80号証等の非開示部分の記載内容について具体的に言及することは、甲A第80号証等の各非開示部分を開示することに等しいため、行うことができない。

もっとも、被告は、原告の上記1の求釈明の趣旨に鑑み、原告が、文書提出命令に係る原告の求釈明申立書において、具体例として挙げ、特に説明を求めていると思われる「気象」、「政府樹立までの主要結節」、「活動写真等」

の項目について、非開示部分の記載内容を、実質的に開示することにならない程度に、かつ、より丁寧で具体的に説明することができないかを検討した。このような検討を踏まえて、次のとおり回答する。なお、この回答は、甲A第80号証等の開示部分を子細に検討すればおのずと明らかになる事柄を、あえて言語化して説明したにすぎず、従前の被告の主張に加え、新たな主張を付加する趣旨ではない。

(2) 「気象」について

ア 非開示部分の内容

甲A第80号証等の「気象」の項目では、主に、使送者の特定に関する事項が非開示となっている。

イ 非開示部分が実質的に秘密として保護に値すること

上記アの事項は、いかなる地位にある者が使送者としての任務に就いていたのかという意味において、南スーダン派遣施設隊の運用体制等ひいては自衛隊の任務の遂行状況が推察される情報である。そのため、上記アの事項は、被告意見書(2)の別表にある「南スーダン派遣施設隊等の活動内容等に関する事項」に該当し、実質的に秘密として保護に値する。

(3) 「政府樹立までの主要結節」について

ア 非開示部分の内容

甲A第80号証等の「政府樹立までの主要結節」の項目では、主に、南スーダンの情勢に対する評価に関する事項が非開示となっている。

イ 非開示部分が実質的に秘密として保護に値すること

甲A第80号証の開示部分には、南スーダン派遣施設隊等の活動内容等が記載され、又は推察できる事項が記載されている。そして、このような南スーダン派遣施設隊等の活動は、その性質上、南スーダンの情勢に対する評価に基づいて決定されているであろうことは、合理的に推測可能である。そのため、南スーダンの情勢に対する評価が明らかになることによっ

て、自衛隊が、どのような情勢評価に基づき、どのような活動を行うことになるのかが推測されることとなる。このような意味において、上記アの事項は、南スーダン派遣施設隊の運用体制等ひいては自衛隊の任務の遂行状況が推察される情報であるため、被告意見書(2)の別表にある「南スーダン派遣施設隊等の活動内容等に関する事項」に該当し、実質的に秘密として保護に値する。

(4) 「活動写真等」について

ア 非開示部分の内容

甲A第80号証等の「活動写真等」の項目では、主に、南スーダン派遣施設隊等に所属していた自衛官や諸外国が派遣した部隊に属する者、その他の関係者（国際機関や大使館の職員等）の特定に関する事項や、南スーダン派遣施設隊等が敷設した施設の外観や名称等に関する事項が非開示となっている。

イ 非開示部分が実質的に秘密として保護に値すること

(ア) 南スーダン派遣施設隊等に所属していた自衛官や諸外国が派遣した部隊に属する者の特定に関する事項について

南スーダン派遣施設隊等に所属していた自衛官や諸外国が派遣した部隊に属する者の特定に関する事項が開示された場合、一連の「南スーダン派遣施設隊日々報告」を分析することによって、特定された自衛官等から南スーダン派遣施設隊等の人数、ひいては部隊編成等（諸外国が派遣した部隊、国際機関及び大使館等との間の具体的な協力関係を含む。）の運用体制を推測することが可能となるとともに、特定された自衛官に対する不当な働きかけが行われ、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障が生じるおそれがある。そのため、これは、南スーダン派遣施設隊の運用体制等ひいては自衛隊の任務の遂行状況が推察される情報であるため、被告意見書(2)の別表にある「南スーダン派遣施設隊等の活動内容等に

関する事項」に該当し、実質的に秘密として保護に値する。

(イ) 南スーダン派遣施設隊等が敷設した施設の外観や名称等に関する事項
について

南スーダン派遣施設隊等が敷設した施設の外観や名称等に関する事項は、南スーダン派遣施設隊等の施設敷設に係る能力や、南スーダン派遣施設隊等の警備状況を推察させる情報である。そのため、これは、南スーダン派遣施設隊の運用体制等ひいては自衛隊の任務の遂行状況が推察される情報であるため、被告意見書(2)の別表にある「南スーダン派遣施設隊等の活動内容等に関する事項」に該当し、実質的に秘密として保護に値する。

第2 今後の文書提出命令申立ての審理の在り方に関する被告の意見

そもそも、原告の文書提出命令の申立ては、その必要性がないことが明らかであるため、直ちに却下されるべきであることは、被告意見書4、5ページで述べたとおりである。

また、原告は、甲A第80号証等の不開示部分に記載されている内容やそれが実質的に秘密として保護に値する理由について、るる釈明を求めているが、被告としては、上記第1の2(1)で述べたとおり、従前の主張以上の事柄を主張することはできないと考えている。そこで、仮に証拠調べの必要があるとの判断に至った場合には、速やかに民訴法223条3項所定の監督官庁（本件においては防衛大臣）の意見を聞いた上で、必要に応じて同条6項所定のインカメラ手続を行い、原告の文書提出命令の申立てについて却下いただきたい。

以上